

新型コロナウイルス感染の拡大防止のための方策について（6）

4月7日に安倍内閣総理大臣より発令されました新型コロナウイルス感染拡大に対する緊急事態宣言が、対象地域を全都道府県としたまま5月31日まで延長されました。

当会におきましては、前回の方策のとおり、感染拡大防止の観点から5月6日までとしていた諸会議や事業の中止、延期、またICTの活用（WEB会議や動画配信等）期間を5月31日までとし、各都道府県からの要請に従い行動いたします。また、特定警戒都道府県以外では、行政機関と調整しながら事業実施ガイドラインにそって感染防止策を講じたうえで段階的に再開いたします。

引き続き全都道府県が緊急事態対象地域となっておりますので、不要不急の外出は避けるとともに、都道府県を越えた移動についても避けてまいります。

なお、これらの方策は、新型コロナウイルスの感染拡大の動向を注視しながら適宜見直してまいりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

■参考

特定警戒都道府県：北海道、茨城県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県
愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県